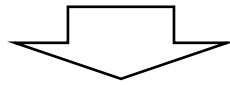


千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）【概要】

第1章 プランの策定に当たって

＜策定の背景・趣旨＞

- 平成30年3月に策定した「放課後子どもプラン（第1期）」では、アフタースクールを中心とした居場所の整備を進めることとしていたものの、学校敷地内で必要なスペースを確保し、アフタースクールを導入できるのは40校程度に限られると見込んでおり、導入困難校への対応が課題。
- 令和3年度に導入条件を見直した上で改めて行ったシミュレーションでは、学校施設の有効かつ積極的な活用により、今後10年間で、近隣地域におけるマンション開発等の影響により当面導入が困難な学校を除く9割の学校に導入することができる見通しが立った。



- ◎こうした状況の変化を踏まえ、千葉市の放課後施策の推進体制を改めて整備するため、本来の更新時期を1年前倒しして第2期プランを策定。

＜計画の位置付け・対象施策の範囲＞

- 千葉市における小学生の放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画
- アフタースクール、放課後子ども教室及び子どもルームの3施策を中心として構成

アフタースクール

- 小学校敷地内において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に毎日の居場所を提供するとともに、「体験プログラム」による体験・活動の機会と、「継続プログラム」による継続的な学びの機会を提供する事業。
- 民間事業者等に運営を委託して実施。

放課後子ども教室

- 放課後の学校施設を使用し、地域住民や保護者の参画を得て、児童に様々な体験・活動の機会を提供する事業。
- 学校ごとに設置された「実行委員会」が、市からの委託を受けて体験・活動の企画・運営を実施。

子どもルーム

- 千葉市における放課後児童クラブの呼称であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
- 公設民営（社会福祉協議会又は民間事業者に運営委託）又は民設民営（民間事業者に補助金交付）により実施。

＜計画期間＞

- 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）の5年間

＜計画の推進体制＞

- 教育委員会及びこども未来局が緊密に連携するとともに、学校施設を有効かつ積極的に活用
- PDCAサイクルに基づき、毎年度、取組内容や目標に照らして達成状況を点検・評価
- 中間年度である令和7年度に進捗状況を検証の上、必要に応じて中間見直しを実施

第2章 現状と課題

アフタースクール

【現状】

- 令和4年4月時点で24校（令和5年4月時点では34校）に導入
- 令和4年4月時点で、導入校における全児童の33.8%（8月時点では38.4%）が利用登録
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、利用者からの評価は概ね良好

【課題】

- 円滑な導入・運営のため学校との情報共有・連携
- 子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割の継承
- 放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」の継承
- 体験プログラム・継続プログラムの充実
- ギガタブによる宿題・自主学習に対応できる環境の整備

放課後子ども教室

【現状】

- ボランティア主体で構成する実行委員会や協力員の担い手不足が顕在化
- コロナ禍の影響により、近年は活動が低調（令和3年度は90校中30校が1度も活動できず）
- 総合コーディネーターによる活動支援は一定の成果を上げているが、対象校が固定化する傾向
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、参加者からの評価は概ね良好

【課題】

- 担い手不足やコロナ禍という困難な状況下における安定的・継続的な体験・活動の提供
- アフタースクール導入後も意欲ある実行委員等が児童との関わりをもち続けるための関係構築
- 現状を踏まえた活動支援の事業目的の再整理と目的に合致した支援の提供

子どもルーム

【現状】

- 令和4年4月時点で、公設民営ルーム（159か所）及び民設民営ルーム（15か所）合わせて174か所を運営
- 需要の急増に対応して推進してきた受入枠の拡充により、待機児童数はピーク時の638人（平成30年4月時点）から83人（令和4年4月時点）まで減少
- 令和4年4月時点で、設置校における全児童の24.4%が利用登録
- 実態調査（R4.6）の結果によれば、利用者からの評価は概ね良好

【課題】

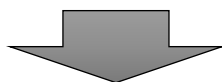
- 待機児童解消に向けた受入枠の拡充の効率的・効果的な推進
- 夏季休業中の需要への対応の強化
- 育成支援及び施設運営に係る質の確保・向上
- ギガタブによる宿題・自主学習に対応できる環境の整備

第3章 基本理念

- ①希望するすべての児童に、安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所を提供
- ②希望するすべての児童に、放課後における多様な体験・活動の機会を提供
- ③放課後における居場所及び体験・活動の機会の提供に当たり、学校施設を有効かつ積極的に活用

第4章 施策の方向性

- アフタースクールは、以下の特性を生かして基本理念の実現に寄与。
 - ①保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童を受け入れ、毎日の居場所を提供
 - ②地域住民、保護者及び学校教職員に過度な負担を掛けることなく、安定的かつ継続的に体験・活動の機会を提供
- また、利用率の高さや実態調査における評価から、アフタースクールにおいて提供しているサービスは、児童と保護者のニーズに合致。
- 改めて実施したシミュレーションでは、9割の小学校にアフタースクールを導入できる見通し。



- ◎本プラン以降は、当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指すとともに、拡充のペースを加速し、基本理念の早期実現を図る。

【留意点】

- 子どもルームが培ってきた「安全・安心な居場所」及び「健全育成の場」としての役割と、放課後子ども教室が培ってきた「地域や保護者とのつながり」を適切に継承。
 - 児童や保護者に不安や混乱を生じさせることのないよう、丁寧な説明や引き継ぎを実施。
 - アフタースクールの導入が当面困難な学校や、導入までに一定以上の期間を要する学校については、児童に安定的かつ継続的な体験・活動の機会を提供するための施策を講じる。
-
- 放課後子ども教室については、アフタースクールを導入するまでの間、担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援を強化することにより、安定的かつ継続的な体験・活動の機会を確保。
 - 子どもルームについては、アフタースクールを導入するまでの間、引き続き、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に安全・安心な居場所を提供し、健全育成を図る役割を適切に果たすとともに、待機児童の解消を目指して受入枠を確保。

アフタースクール

(1) 導入計画（別表参照）

【基本的な考え方】

- 10年後の令和14年度までの間に98校へ導入可能と判断。
- 令和5年度以降は年10校ずつ拡充し、令和12年度までに98校への導入を完了。
- 学校敷地内でのスペース確保、放課後子ども教室の活動状況、学校の所在区、学校規模等を総合的に勘案して導入の順序を決定。
- 令和10年度以降の導入計画は、中間見直し（令和7年度）及び第3期プラン策定（令和9年度）の時点で推計児童数等を確認し、必要な範囲で見直し。

【当面導入が困難と見込まれる学校】

- 以下の9校については、マンション開発等の影響による児童数の急増により、令和14年度までに導入することが困難。 ※将来的に児童数の減少により可能となった段階で導入。
 - ・新宿小学校 ・本町小学校 ・登戸小学校 ・院内小学校 ・蘇我小学校
 - ・弁天小学校 ・上の台小学校 ・西の谷小学校 ・稲毛小学校

【円滑な導入及び運営のためのルールの設定】

- 「アフタースクール導入・運営マニュアル（令和4年10月策定）」に基づき、学校・教育委員会・受託事業者の連携の下で円滑な導入及び運営を図る。

(2) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

- 放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保
- 運営状況の把握及び指導・助言
- 障害のある児童への対応
- 特に配慮を必要とする児童（児童虐待、いじめ、アレルギー、外国につながる児童）への対応
- 地域、学校及び受託事業者との連携の強化
- 保護者との連絡・情報共有の強化
- 利用者からの評価の把握と活用
- インターネット環境の整備（ギガタブによる宿題・自主学習への対応）
→令和5年度中にすべてのアフタースクールで対応可能となるよう、20か所で整備

(3) 体験プログラムの充実

- 豊富な機会の提供
- 地域人材や保護者の参画を得たプログラムの提供
- プログラム提供体制の強化

(4) 継続プログラムの充実

- 豊富な機会の提供
- 利用しやすい参加費の設定

(5) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

- 地域人材の参画を得る方法等を検討するための協議の場を新設（令和5年度～）

放課後子ども教室

(1) 体験・活動の機会の確保及び内容の充実

○各校で活用可能なプログラムの開発・発掘・共有、実行委員同士の情報交換・交流の活性化

(2) 総合コーディネーターによる活動支援

○担い手不足等の困難を抱える実行委員会に対する支援への重点化

→アフタースクール導入が令和10年度以降となる見込みの24校に対し、R9年度までに支援を提供開始

<放課後子ども教室活動支援（累積対象校数）>

現状 (R4)	R5	R6	R7	R8	R9
17校	18校	19校	20校	22校	24校

(3) アフタースクール導入に当たっての関係構築

○意欲ある実行委員等とアフタースクール受託事業者との橋渡し

(4) 子どもルーム利用児童の活動への参加の促進

○活動内容や予定の子どもルームでの積極的な周知、双方のスタッフの連携

(5) アフタースクールの導入が当面困難な学校（9校）における体験・活動の機会の確保

○放課後子ども教室運営の民間委託

→令和5～6年度は1校でモデル事業として実施し、令和9年度までに残り8校へ展開

<放課後子ども教室の民間委託（累積実施校数）>

R5	R6	R7	R8	R9
1校（モデル事業）		3校	6校	9校

(6) アフタースクール及び放課後子ども教室関係者等による協議の場の設置

○地域人材の参画を得る方法等を検討するための協議の場の新設（令和5年度～）

子どもルーム

(1) 受入枠の拡充

○施設整備

→需要の高い地域に的を絞って施設整備

<公設民営ルームの施設整備（新規整備箇所数）>

	R5	R6	R7	R8	R9
新規整備	0 か所	0 か所	2 か所	状況に応じて さらに拡充	
教室改修	2 か所	2 か所	2 か所		

○公設民営ルームにおける民間事業者への委託の拡大

→社会福祉協議会に運営委託しているルームの指導員不足を緩和

<公設民営ルームの民間事業者委託（新規委託箇所数）>

R5	R6	R7	R8	R9
0 か所	3 か所	3 か所	状況に応じて検討	

○民設民営ルームの利用促進

→多様なサービスを積極的にPR

○夏季休業中の待機児童への対応

→夏季休業中限定の受入枠の設定対象を拡充

<夏季休業中限定受入枠の設定（累積対象箇所数）>

現状 (R4)	R5	R6	R7	R8	R9
3 か所	5 か所	7 か所	9 か所	状況に応じてさらに拡充	

(2) 既存施設的环境整備

○高学年ルームの環境改善

○学校敷地外にある公設民営ルームの学校敷地内への移転

(3) 育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実

○放課後児童支援員等の資質の向上及び人材の確保

○運営状況の把握及び指導・助言

○障害のある児童への対応

○特に配慮を必要とする児童（児童虐待、いじめ、アレルギー、外国につながる児童）への対応

○受託事業者との連携の強化

○保護者との連絡・情報共有の強化

○利用者からの評価の把握と活用

○インターネット環境の整備（ギガタブによる宿題・自主学習への対応）

→令和7年度までにすべての子どもルームで対応可能となるよう整備

<インターネット環境の整備（新規整備箇所数）>

R5	R6	R7	R8	R9
30 か所	30 か所	33 か所	—	—

○放課後子ども教室の活動への参加の促進

(別表)

アフタースクール導入計画

導入年度	校名	導入校数	導入年度	校名	導入校数			
H29	稲浜小学校	1校	R8	幕張小学校	10校			
R1	生浜小学校	5校		誉田小学校				
	土気小学校			宮野木小学校				
	千草台東小学校			幕張西小学校				
	若松台小学校			高洲第三小学校				
	西小中台小学校			都賀の台小学校				
R2	都賀小学校	6校		小谷小学校		R9	10校	
	更科小学校			有吉小学校				
	川戸小学校			扇田小学校				
	さつきが丘東小学校			若葉地区新設校				
	さつきが丘西小学校		花園小学校					
R3	高洲第四小学校	6校	鶴沢小学校	R10	10校			
	大宮小学校		山王小学校					
	あやめ台小学校		稲毛第二小学校					
	真砂第五小学校		星久喜小学校					
	朝日ヶ丘小学校		こてはし台小学校					
	千城台わかば小学校		幸町第三小学校					
	千城台みらい小学校		越智小学校					
R4	長作小学校	6校	海浜打瀬小学校	R11	9校			
	草野小学校		美浜打瀬小学校					
	柏井小学校		検見川小学校					
	生浜東小学校		園生小学校					
	おゆみ野南小学校		稲丘小学校					
R5	大森小学校	10校	弥生小学校			R12	5校	
	坂月小学校		轟町小学校					
	千草台小学校		平山小学校					
	柏台小学校		小倉小学校					
	千城台東小学校		泉谷小学校					
	高浜第一小学校		金沢小学校					
	大木戸小学校		磯辺小学校					
	幕張南小学校		寒川小学校					
	高浜海浜小学校		都小学校					
	花見川小学校		宮崎小学校					
	R6		若松小学校	10校	幕張東小学校		R11	9校
			横戸小学校		桜木小学校			
椎名小学校		北貝塚小学校						
白井小学校		作新小学校						
緑町小学校		打瀬小学校						
生浜西小学校		真砂東小学校						
あすみが丘小学校		小中台小学校						
瑞穂小学校		小中台南小学校						
高洲小学校		誉田東小学校						
花島小学校	磯辺第三小学校							
R7	畑小学校	10校	土気南小学校	R11	9校			
	犢橋小学校		松ヶ丘小学校					
	仁戸名小学校		大巖寺小学校					
	みつわ台北小学校		みつわ台南小学校					
	源小学校		大椎小学校					
	真砂西小学校		真砂西小学校					

※千城小学校は児童数が極めて少ないため、当面の間、アフタースクールの導入は行わないものと想定し、この導入計画に含まれていない。